

# 医療観察法病棟紹介

精神科認定看護師 齋藤 教子

- \*今年度より訪問看護科から医療観察法病棟に異動となり活動しています。  
当院の5つの病棟のうち4つの病棟は「精神保健福祉法」という法律のもと運営されていますが、当病棟は「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律（以下「医療観察法」）という法律のもと運営されています。
- \*医療観察法の目的  
心神喪失状態で重大な他害行為を行った者に対し、適切な処遇を決定するための手続き等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、社会復帰を促進することを目的としています。
- \*ここはひとつの病棟が「急性期」「回復期」「社会復帰期」の3つのステージに分かれています。またユニットごとにデイルーム、浴室がありリハビリテーションエリアには作業療法室、集団療法室、屋内スポーツ場があります。入院後の状態をみながら徐々にステージアップし退院に向け支援していきます。
- \*治療として  
薬物療法を中心とした治療だけでなく、約30種類の治療プログラムがあり、その患者に合わせ実施しており、認知行動療法などの心理的治療、作業療法、社会復帰に向けたリハビリテーション等の心理社会的な治療が重要な位置を占めています。また多職種（医師・看護師・臨床心理士・作業療法士・精神保健福祉士）がチームとなり一人一人に手厚く関わっています。
- \*関連機関  
当院スタッフのほかに、院外の裁判所・厚生労働省地方厚生局・保護観察所・帰住地の地域関係機関等と連携、調整しながら再発防止と社会復帰を促進しています。